



盛岡市プレスリリース

～ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡～

令和7年4月1日
市民部 市民協働推進課

市政記者クラブ加盟社 各位

令和7年度公募型協働推進事業を募集します

盛岡市は、市民活動団体等からの企画提案により実施する公益的な事業を支援することにより、市民主体によるまちづくり活動の推進に資するため、標記の事業の企画提案を募集します。

記

1 募集する事業

(1) 協働事業

市が実施していない公益的な事業で、市民活動団体等と市が協働することで、より高い成果が期待できる事業。

(2) テーマ設定型事業

市が実施していない公益的な事業で、市民活動団体等と市が協働することにより、高い成果が期待できる次のテーマに基づく事業。

- テーマ1：地域と連携したまちの文化と日常の魅力を伝えるための取組
- テーマ2：移住者や地元の若者などが地域との交流を通して愛郷心を高める機会の提供
- テーマ3：町内会活動の持続性維持に向けた伴走支援とハンドブックの作成
- テーマ4：介護職員の魅力を発信するための取組
- テーマ5：こどもの自由な遊び場「プレイパーク」イベントの開催
- テーマ6：商業・サービス業を支える盛岡らしい文化を起点とした「街なか」の賑わい創出
- テーマ7：映画文化を盛り上げる取組
- テーマ8：公共交通不便地域で移動手段を確保しようとする取組
- テーマ9：遊休不動産等を活用した賑わいと活力がある中心市街地の形成に向けた取組

2 補助額

補助対象経費の5分の4以内（上限40万円）。ただし、補助対象経費が10万円未満の場合は補助対象経費の額、10万円以上12万5,000円以下の場合は10万円を補助額とする。

なお、補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 応募方法

実施要領に記載された必要書類を、5月9日（金）17時までに市民協働推進課へ郵送又は持参。

4 その他

事業の選定については、公開の市民協働推進事業選考委員会において、書類及びプレゼンテーションによる審査を実施し、上位の評価を受けた事業から順に予算の範囲内で決定します。選考委員会の日程等は、決まり次第お知らせします。

【問い合わせ先】

盛岡市 市民部 市民協働推進課 協働推進係
担当：藤原（ふじわら）
TEL：019-626-7535

企画提案 募集

地域課題の解決や、まちの賑わいづくりに関する事業を募集します。
盛岡を元気にする企画を、御提案ください。
募集する事業は次の2種類です。

補助最高額

40万円

① 協働事業

市が実施していない事業で、団体等と市が協働することにより、高い成果が期待できる公益的な事業。

② テーマ設定型事業

市が設定したテーマに基づいて、団体等と市が協働で実施する公益的な事業。

【担当】

盛岡市 市民協働推進課 協働推進係
電話:019-626-7535(直通)
FAX:019-622-6211(代表)
メール:kyodo@city.morioka.iwate.jp
盛岡市公式HP
広報ID:1019028



○ 応募者の資格

盛岡市内に主たる事務所を有し、又は盛岡市内で活動実績がある市民活動団体等。

※個人での応募はできません。

○ 応募期限

令和7年5月9日(金)

17時必着

※詳細は、担当課へお問合せいただくか、市HPを御覧ください。

協働事業

市が実施していない公益的な事業で、市民活動団体等と市が協働することにより、高い効果が期待できる事業を募集します。

提案する事業に対して、協働して取り組む市の担当課と打ち合わせの上での応募が必要です。担当課が不明の場合は、担当（盛岡市市民協働推進課）に御連絡ください。

テーマ設定型事業

市が設定した、次のテーマに基づいて実施する事業を募集します。テーマの詳細については、各担当課へお問合せください。

テーマ		担当課 (連絡先)
1	地域と連携したまちの文化と日常の魅力を伝えるための取組	都市戦略室 (直通 613-8370)
2	移住者や地元の若者などが地域との交流を通して愛郷心を高める 機会の提供	都市戦略室 (直通 613-8370)
3	町内会活動の持続性維持に向けた伴走支援とハンドブックの作成	市民協働推進課 (直通 626-7500)
4	介護職員の魅力を発信するための取組	介護保険課 (直通 626-7562)
5	こどもの自由な遊び場「プレイパーク」イベントの開催	子ども青少年課 (直通 613-8356)
6	商業・サービス業を支える盛岡らしい文化を起点とした「街なか」の賑わい創出	経済企画課 (直通 613-8389)
7	映画文化を盛り上げる取組	経済企画課 (直通 613-8389)
8	公共交通不便地域で移動手段を確保しようとする取組	交通政策課 (直通 626-7542)
9	遊休不動産等を活用した賑わいと活力がある中心市街地の形成に 向けた取組	まちなか未来創生室 (直通 639-9061)



◎補助額について

補助額は、補助対象経費の4/5以内とします（上限40万円）

補助対象経費が10万円未満の事業については、補助対象経費の全額を補助します。

補助対象経費が10万円以上12万5千円以下の事業については、10万円を補助します。

※なお、補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

◎お知らせ

令和8年度以降の事業実施については見直しを行う予定です。